

事業名 令和3年度 営業活動促進支援事業  
(新型コロナウイルス感染症対応 受注対策支援事業)

**【目的】**

会員企業が広告宣伝等の積極的な営業活動を実施する場合に、その費用の一部を補填することで、コロナ下における販売（取引）不振からの脱出を図る。

**【補助対象】**

補助対象は売上の回復・拡大を目的としておこなう広告宣伝活動の費用で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、web等マス媒体上でおこなう広告宣伝費
- (2) 屋外看板、のぼり旗などによる屋外での広告宣伝活動費
- (3) 折込みチラシ、パンフレット、ホームページ、PR動画による広告宣伝活動費

<対象とならないもの>

- ・売上（取引）の回復・拡大を目的としない広報活動（趣味、サークル活動、思想、宗教、政治活動など）
- ・実施済み広告の継続費用（チラシ等の増刷費用、広告契約の更新料など）
- ・備品や消耗品等の購入費（編集ソフト、カメラ、パソコン等の機材備品、ノベルティグッズ、名刺、制服や作業着等の制作・購入費用、その他広告宣伝以外にも使用できるもの）
- ・通信費、交通費、販売手数料など広告宣伝費以外の費用

**【補助対象となる期間】**

令和3年4月1日～令和4年1月31日までに実施し費用精算が済んでいるもの。  
但し、期限前に予算額に到達した場合はその日までとする。

**【補助額】**

広告宣伝費用（税抜）の1/2（1,000円未満を切り捨て） 補助上限額 50,000円

**【補助申請の手続き】**

原則 一会員につき一回の申請を限度とする

**（事前申請）**

「営業活動促進支援事業申請書（様式1号）」に必要書類を添えて、事前に豊丘村商工会へ申請するものとする。

**（実績報告）**

「営業活動促進支援事業実績報告書（様式2号）」に必要書類を添えて、令和4年1月末までに豊丘村商工会長に申請するものとする。

**【補助額の確定】**

実績報告がされた月の翌月20日に補助額を確定する。